

「治水・利水等流域水管理条例（仮称）」骨子案の概要

1 基本理念

- (1) 洪水、異常渇水、大規模地震等の自然災害や少子高齢化等の社会環境の変化に対して、安全・安心の確保ができるよう強靱な県土づくりの実施
- (2) 治水の労苦の歴史に鑑み、治水の上に利水が成り立つとの考えのもと、洪水被害を抑えることを最優先とし、健全な水循環のもとで、県民が最大限の恩恵を享受
- (3) 水に関する労苦の歴史等についての水教育を推進し、流域全体で総合的かつ一体的に施策を実施

2 構成

次のとおり5本柱とする。

(1) 治水

ハード・ソフトを総動員した事前防災・減災など

(2) 利水

エネルギーまでを含む戦略的な水利用や異常渇水への事前対応など

(3) 水循環・環境

健全な水循環と豊かで多様な生態系のもとでの流域づくりなど

(4) 災害対応

震災をはじめとする災害時における河川空間を活かした対応など

(5) 水教育

先人達の絶え間ない治水の労苦の歴史等を、未来へ確実に伝える教育機会の提供や人材の育成など

3 推進体制

- (1) 流域水管理計画（仮称）の策定
- (2) 流域水管理計画協議会（仮称）の設置
- (3) 計画推進に必要な財源措置

4 今後の対応

平成28年度

- ・外部有識者検討委員会 設置
- ・パブリックコメント
- ・条例案策定
- ・条例案提案